

資料 2

そうだん専門部会からの提言

令和 7 年 (2025) 3 月 2 1 日

出雲市障がい者施策推進協議会

そ う だ ん 専 門 部 会

目次

1. はじめに

2. 出雲市の相談支援体制における現状と課題

- (1) 指定特定相談支援事業所
 - ・相談支援専門員
 - ・主任相談支援専門員
 - ・サービス等利用計画
- (2) 委託相談支援事業
- (3) 機能強化相談支援

3. 課題を踏まえた今後の相談支援への提言

4. 資料

- 資料1 現在の相談支援体制（3層構造）
- 資料2 そうだん専門部会の調査結果
- 資料3 委託相談・機能強化相談の実績
- 資料4 指定特定相談支援事業所 一覧
- 資料5 そうだん専門部会 メンバー及び開催状況

1. はじめに

平成24年、障害者自立支援法の改正により障害福祉サービスを利用する全ての利用者にサービス等利用計画等の作成が義務付けられた。本市においても計画相談支援を行う「指定特定相談支援事業所」が徐々に増え、32事業所（令和6年12月末現在）となった。

障がい福祉サービス利用の有無にかかわらず、障がい児・者やその家族などが身近な地域で相談できるよう市は、相談支援業務を9つの指定特定相談支援事業所に委託（「委託相談支援事業所」）している。また、地域の相談支援事業所への専門的な助言や人材育成、サービスにつながりにくい困難ケースの相談対応等を行う機能強化相談支援を2つの事業所に委託し、本市における相談支援体制は、「指定特定相談支援事業所」「委託相談支援事業所」「機能強化相談支援事業所」の3層構造（資料1）となっている。

障害者総合支援法が改正され、相談支援の人材育成や地域づくりの促進を担う地域の相談支援の中核的な「障害者基幹相談支援センター」の設置が、令和6年4月から市町村の努力義務となった。また、令和6年度の報酬改定により、基幹相談支援センターの取り組みに明確な役割を持って協力し、地域全体の支援体制の強化に取り組む主任相談支援専門員が「主任相談支援専門員加算」として強化された。

本市における障がい児・者の相談件数は年々増加し、ニーズも多様化する中で、出雲市第7期障がい福祉計画において、障がい者や家族、地域住民等がアクセスしやすい相談支援体制の整備や総合的、専門的な相談、人材育成など更なる相談支援体制の強化・充実にむけ、委託相談や基幹相談

支援センター等のあり方等について検討することとしている。

本市における相談支援の現状と課題、今後の相談支援体制のあり方について、そうだん専門部会において令和6年4月から本年2月までの間に計9回の協議を重ね、その検討結果を提言（案）としてまとめ、提出するものである。

2. 出雲市の相談支援体制における現状と課題

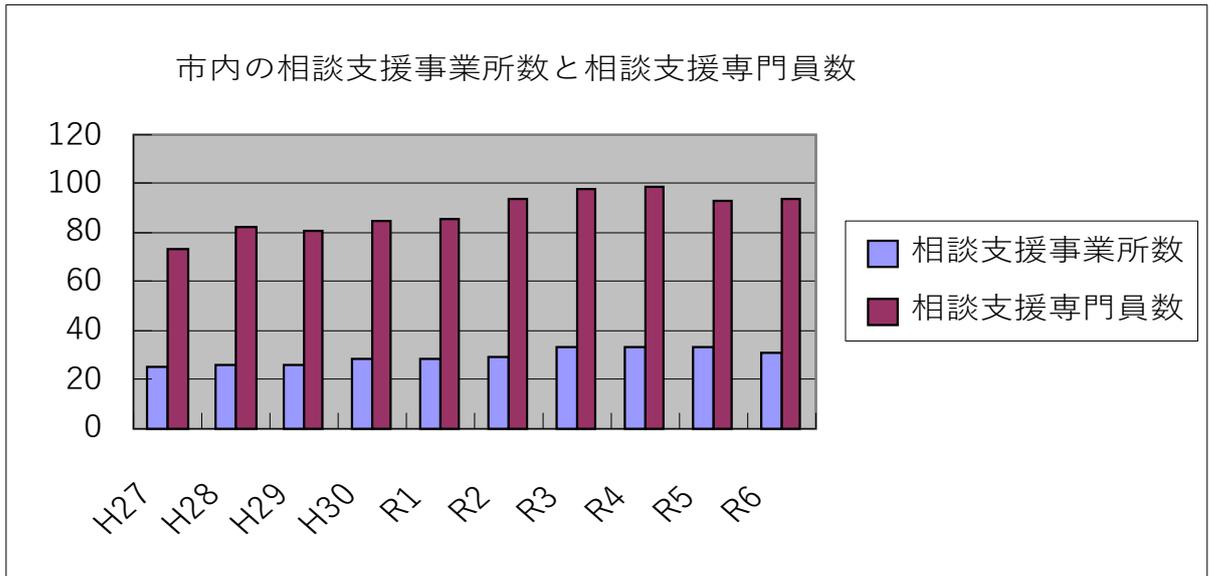
(1) 指定特定相談支援事業所

<主な機能・役割>

- ・計画相談支援、障がい児相談支援（サービス等利用計画の作成、モニタリング）
- ・基本相談支援（サービス利用にむけた障がい者・障がい児等からの相談）

<現状>

- ・市内の指定特定相談支援事業所数は、平成27年の25事業所から徐々に増え、令和6年12月末現在、32事業所。
- ・障がい児にかかる相談支援に対応できる相談支援事業所は、21相談支援事業所が指定を受けているが、実働は16事業所程度。
- ・1～2人の相談支援事業所は全体の56%を占め、困難なケースを組織的に支える体制が乏しい。
- ・指定特定相談支援事業所の報酬は、計画相談及びモニタリングの給付費のみ。
- ・報酬体系が複雑化しており、加算が十分に活用できていない相談支援事業所がある。
- ・計画相談支援を終了した障がい児・者や計画相談利用者世帯の障がいがある他の家族に関する相談など、報酬（給付費）に反映されない相談にも対応している現状がある。
- ・相談支援事業所は、旧出雲市に集中しており、大社地域では相談支援事業所がない。佐田、多伎、湖陵、平田、斐川地域の計画相談支援の利用希望に対応できる事業所が限られる現状がある。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談支援事業所数	25	26	26	28	28	29	33	33	33	31
相談支援専門員数	73	82	81	85	86	94	98	99	93	94

①相談支援専門員

- ・市内の相談支援専門員は、94人（令和6年4月1日現在）で、令和4年の99人をピークに、微減している。
- ・令和6年10月に当専門部会が相談支援専門員を対象に実施した調査（※資料2）によると、回答した72人の相談支援専門員のうち、常勤・専従は38人（約53%）であり、32人（44%）は、併設する障がい福祉サービスの支援員やサービス管理責任者等との兼務。非常勤専従、非常勤兼務は各1人。
- ・相談支援専門員としての経験年数は、3年未満が16人（22.2%）である一方、10年以上が26人（36.1%）と経験豊富な相談支援専門員も多い。

②主任相談支援専門員

- ・地域づくりや人材育成、困難ケースへの対応等、地域の相談支援体制において、中核的な役割を担う人材として平成30年度に国が創設し、2年に1回、県が養成研修を開催している。
- ・本市においては、9事業所、15人の主任相談支援専門員がいる。

③サービス等利用計画

- ・国は、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援数35件以上を減算対象としている。特に精神障がい者や障がい児は、1件あたりの計画相談支援に時間を要するケースが多くみられ、相談支援の質を担保しながら、多くの相談支援は持てない現状がある。
- ・当専門部会が実施した相談支援専門員を対象にした調査（※資料2）によ

ると、担当人数は、障がい者・障がい児ともに5人未満が多く、次いで11～20人が多かった。5人未満については、兼務の割合が高いと思われる。

- ・全国的にみると、特に都市部では相談支援専門員の不足等の理由から、本人や家族が作成するセルフプラン作成率が高くなっているが、本市においては、ほぼ全ての障がい福祉サービス利用児・者に指定特定相談支援事業所による計画相談支援ができています。
- ・障がい福祉サービス利用による支援の質の担保や権利擁護の視点から、今後もサービス等利用計画を作成していく必要がある。

【計画相談支援の実績】

	平成30年	令和2年	令和4年	令和5年
利用件数	1,949件	2,085件	2,244件	2,299件

<課題>

- ・計画相談支援の利用者数は年々増加しており、今後しばらくは増加する見込みであるが、それを担う指定特定相談支援事業所数、相談支援専門員数はほぼ横ばい。
- ・相談支援専門員数を確保するか、兼務の比重を相談支援業務に充てるなど、計画相談支援が可能な体制を作る必要がある。
- ・特に障がい児の相談支援は、対応可能な相談支援事業所数が限られており、新規相談支援の空きがないため、タイムリーに相談支援や福祉サービスの利用ができない場合がある。
- ・指定特定相談支援事業所単体では独立採算が厳しい現状がある。事業所（法人）運営の安定を追求すると相談支援の質が担保されなくなる可能性があり、逆にある程度の計画相談数をもたないと経営が厳しくなる。
- ・相談支援業務の必要性や重要性について、設置法人等に更に理解を求めていく必要がある。
- ・相談支援専門員が悩みを抱え込んで孤立しないよう、事業所内で日常的にスーパービジョンを行える体制整備や雰囲気醸成する必要があるが、1～2名の事業所では、相談対応で困った時に相談できる体制にしてほしいという要望がある。
- ・本市の相談支援体制の中で、主任相談支援専門員の役割が明確でない。
- ・障がい福祉サービス等の利用調整のみではなく、障がいのある人がどのような暮らしをしたいのかという意思を確認し、その人の生きづらさなどに寄り添い、地域で生きていくことを支えるために相談支援専門員の質的向上が重要になってきている。
- ・研修会や事例検討、サービス調整会議等に参加する相談支援事業所が固定化しており、相談支援の質や情報量等にも格差が生じてきている。
- ・相談支援専門員は書類作成等に多くの時間がとられている。

(2) 委託相談支援事業所

<主な役割・機能>

- ① 障がい児・者等の相談支援（情報提供、相談等）
- ② 障がい者施策推進協議会の運営協力
- ③ 住宅入居等支援事業に関すること
- ④ 成年後見制度利用援助事業・権利擁護に関すること

<現状>

- ・障がい福祉サービスの利用の有無にかかわらず、障がい児・者やその家族、地域住民等からの身近な相談先として、市は9つの指定特定相談支援事業所に相談支援業務を委託している。
- ・電話や面談、訪問等により相談対応をし、令和5年度の相談実績は、延べ42,478件。（※資料3）
- ・住居探しや入居債務保証事業など、住まいに関する相談支援の実績が延べ350件。
- ・成年後見制度利用援助事業・権利擁護に関する相談実績は延べ149件
- ・月1回開催される、サービス調整会議や運営会議等の運営に協力している。また、専門部会やネットワーク会議等の取り組みのまとめ役として中心的な役割を担っている。

<課題>

- ・障がい児・者やその家族、地域住民がどこに相談したらいいのかわからないという声がある。
- ・身近なところでタイムリーに相談できること、アクセスしやすい相談先を求める声があがっている。
- ・今後も増えると思われる精神障がい者や障がい児にかかる相談体制の強化。
- ・委託相談支援事業所の人員配置基準や質を担保するための要件等を市が定めていないため、相談支援事業所によって相談実績や力量の偏りが大きい。
- ・個別支援から地域課題を障がい者施策推進協議会にあげていく役割を更に充実させる必要がある。

(3) 機能強化相談支援事業

<主な役割・機能>

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施
- ② 地域の相談支援事業所に対する専門的指導、助言
- ③ 地域の相談支援事業の人材育成
- ④ 地域の相談機関との連携強化の取組
- ⑤ 地域生活を支えるための体制整備にかかるコーディネート

<現状>

- ・市は、市内の2法人2事業所に委託している。
- ・対応困難なケースや、医療や介護、教育機関等と連携しながら幅広い知識と専門性が求められるケースの相談支援をしている。
- ・令和5年度は、市内の14指定特定相談事業所を訪問し、専門的指導や助言をした。また、随時、地域の相談支援事業所からの個別相談に対応した。
- ・県の圏域相談支援コーディネーターになり、圏域内の相談支援体制の構築に関する調整や相談支援事業従事者等の育成等を行った。
- ・地域生活支援拠点事業の推進に向けて、制度の周知やコーディネートを実施した。
- ・圏域の各種会議に委員として参画した。

<課題>

- ・サービスにつながりにくい対応困難なケース（虐待、DV, ひきこもり、依存症、身寄りがない、金銭トラブル、複合的課題をかかえる世帯、カスタマーハラスメントなど）や医療的ケア児や強度行動障害児・者、医療や介護、教育など多機関と連携しながら幅広い知識と高いスキルを求められる相談が年々増加しており、2事業所だけでは対応困難。
- ・計画相談支援業務を行いながら、地域の相談支援事業所へタイムリーに相談、助言することが困難。
- ・機能強化相談支援事業の人員配置基準や要件等を市が定めていない。
- ・地域の相談機関や関係機関との連携が十分にはかれていない。
- ・人材育成にかかる研修が、県と市それぞれで実施され、計画的かつ一体的に進めることができていない。

3. 課題を踏まえた今後の相談支援体制への提言

障がいのある人がどのような暮らしをしたいのかという意味を確認し、その人の生きづらさなどに寄り添い、地域で生きていくことを支えるためにそれぞれの相談支援事業所の役割を發揮しながら更なる相談支援体制の強化・充実にむけ、以下を提案する。

○相談支援専門員の確保や増員にむけた取り組み

- ・ 支援の質の担保、権利擁護の視点から障がい福祉サービスを利用する全ての障がい児・者に計画相談支援を提供できる相談支援体制の確保、維持が必要です。そのためにも、障がい者相談支援の重要性と必要性に併せ、相談支援専門員の確保や増員にむけて向けて法人や管理者に働きかけることが必要です。

○相談支援専門員の提出書類等の簡素化や効率化を検討

- ・ 1～2名の相談支援事業所が事業継続できるよう、ケース対応等に対する助言や相談に加え、加算等が十分に活用されるような取組が求められます。また、相談支援専門員の提出書類等の簡素化や効率化を検討する必要があります。

○継続的、計画的な人材育成の仕組み作り

- ・ 相談支援専門員が一人で抱え込んだり孤立しないよう、また、やりがいを感じながらスキルアップできるよう、継続的、計画的な人材育成の仕組み作りが求められます。

○4層構造による重層的な相談支援体制の構築

- ・ 障がい者の相談支援の中核的な機関として、「出雲市障がい者基幹相談支援センター」を設置し、「基幹相談」「主幹相談（仮称）」「委託相談」「指定特定相談」のそれぞれの役割を明確にしながら4層構造による重層的な相談支援体制の構築を提案します。
- ・ 基幹相談支援センターは、市民にとってわかりやすい総合的な相談窓口とし、各相談支援事業所の体制や役割を見極めながら個別支援をつなぐ役割、継続的で計画的な人材育成システムの構築や地域の相談支援事業者への同行支援やスーパーバイスなど後方支援を行う機能が求められます。また、協議会等を活用し、地域のネットワーク構築に取り組んでいくことも重要な役割となります。
- ・ 主幹相談（仮称）は、サービスにつながりにくい対応困難なケースや幅広い

知識と高いスキルを求められる専門相談に対応することとし、障がい種別等のバランスを考慮しながら4～5事業所に拡充することが望まれます。また、基幹相談支援センターと協力しながら、地域の相談支援事業者への専門助言やバックアップ、人材育成や地域づくりにも対応できる人員や配置基準（例えば、複数の相談支援専門員及び専従の主任相談支援専門員を配置する等）を設けること。

- 市民にとってアクセスしやすく身近なところで相談ができるよう、委託相談支援事業所は、全事業所に拡大し、相談窓口を市民に広く周知すること。事業を委託する際は、相談支援の質を担保するためにも、委託要件（例えば、県や市が開催する研修会や事例検討、サービス調整会議等への参加）を設けること。
- 「基幹相談」「主幹相談（仮称）」「委託相談」それぞれの相談実績等は、障がい者施策推進協議会において報告し、継続的に事業評価することが求められます。

表1 4層構造による重層的な相談支援体制（案）

	事業所数	主な役割
基幹相談	2 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児・者やその家族、地域住民等からの総合的な相談窓口 ・ 個別相談を地域の相談支援事業所等につなぐコーディネーター ・ 地域の相談支援事業者への専門助言、バックアップ、人材育成の取組 ・ 協議会を活用した地域づくりの促進 ・ 地域生活支援拠点のコーディネーター
主幹相談 (仮称)	4～5 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難ケース等、専門的な相談支援 ・ 住まいや成年後見制度利用援助事業・権利擁護に関する相談 【基幹相談支援センターと協力しながら】 ・ 地域の相談支援事業者へのバックアップ、人材育成 ・ 地域づくりの促進 ・ 地域の相談支援事業の人材育成
委託相談	全事業所 (拡大)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉サービス利用の有無にかかわらず障がい児・者等の相談支援 (情報提供、相談等)
指定特定	全事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援、障がい児相談支援（サービス等利用計画の作成、モニタリング） ・ 基本相談支援（サービス利用にむけた障がい者・障がい児等からの相談）

資料1 現在の相談支援体制（3層構造）

	事業所数	主な役割
機能強化	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的・専門的な相談支援の実施 ・ 地域の相談支援事業所に対する専門的指導、助言 ・ 地域の相談支援事業の人材育成 ・ 地域の相談機関との連携強化の取組 ・ 地域生活支援拠点のコーディネート ・ 障がい者施策推進協議会の運営協力
委託相談	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児・者等の相談支援 (情報提供、相談等) ・ 障がい者施策推進協議会の運営協力 ・ 住宅入居等支援事業に関すること ・ 成年後見制度利用援助事業・権利擁護に関すること
指定特定	3 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援、障がい児相談支援（サービス等利用計画の作成、モニタリング） ・ 基本相談支援（サービス利用にむけた障がい者・障がい児等からの相談）

資料2 そうだん専門部会の調査結果

R6.9.19

相談支援専門員アンケート（1回目）

対象： 市内相談支援事業所の全ての相談支援専門員

内容： ①性別・年齢・勤務形態・経験年数等

②一般相談について（経路、関わった理由、関わり頻度）

R6.12.10

委託事業所相談支援専門員アンケート（2回目）

対象： 市内委託相談支援事業所（9事業所）の全ての相談支援専門員

内容： ③一般相談で受けている案件の詳細

アンケート結果

① 性別・年齢・勤務形態・経験年数・担当人数・モニタリング実施状況（回答者数72）

1. 性別	男性	25	女性	47			
2. 年齢	30代	40代	50代	60代	70代以上		
	12	30	24	5	1		
3. 勤務形態	常勤・専従	常勤・兼務	非常勤・専従	非常勤・兼務			
	38	32	1	1			
4. 兼務の種類	介護支援員等	ービス管理者	放デイ	看護師	事務員	その他	
	11	9	6	1	2	4	
5. 経験年数	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上		
	6	10	8	22	26		
6. 担当人数 (障がい者)	5人未満	6～10人	11～20人	21人～30人	31人～40人	41人～50人	51人以上
	17	13	16	7	10	4	5
7. モニタリング頻度 (障がい者)	毎月	3か月	6か月				
	444	559	483				
8. 担当人数 (障がい児)	5人未満	6～10人	11～20人	21人～30人	31人～40人	41人～50人	51人以上
	45	7	14	2	3	0	1
9. モニタリング頻度 (障がい児)	毎月	3か月	6か月				
	164	269	90				
10. モニタリング 時間	10分～20分	20分～30分	30分～60分	1時間～2時間	2時間以上		
	215	467	928	294	17		

アンケート結果より

- ・ 相談支援専門員の男女比はほぼ1：2で女性割合が多い。年齢分布は40代・50代が最も多く、20代・30代が少ない。
- ・ 勤務形態は専従と兼務がほぼ同数となっており、同法人内での他の業務を兼務している相談支援専門員も多い。
- ・ 経験年数は10年以上の相談支援専門員が多く、経験が浅い相談支援専門員も知識・スキルを学べる環境にある。
- ・ 担当人数は、障がい者・障がい児ともに5人未満が最も多く、次いで11人～20人が多かった。5人未満については、兼務の割合が高いと思われる。
- ・ モニタリング頻度については障がい者・障がい児ともに3ヶ月がもっとも多い。
- ・ モニタリング時間については30分～60分が最も多いが、10分～20分も全体の約10%あり、適正なモニタリングが確保されているか検証する必要がある。

② 一般相談について（経路、関わった理由、関わり頻度）

経路 (どこからの依頼か)	1 市からの依頼	2 家族・親族・本人等	3 民生委員等の地域住民	4 病院等医療機関	5 教育機関や職場など	6 その他
件数	104	108	4	32	19	30
割合	35.0%	36.4%	1.3%	10.8%	6.4%	10.1%

一般相談で 関わった理由	1 計画相談に繋がる想定だったがサービスに繋がらない	2 児童で福祉サービスの利用が終了後も関りを継続している	3 病院に入院し、その後も継続して関わっている	4 一般就労にしたらからも継続して関わっている	5 計画相談で関わっているケースの家族等の相談も受けている	6 その他（詳細を記入）
件数	60	42	11	17	31	136
割合	20.2%	14.1%	3.7%	5.7%	10.4%	45.8%

関わりの頻度	1 毎月	2 2~3か月に1度	3 4~6か月に1度	4 1年に1度	5 2~3年に1度	6 その他
件数	88	86	46	20	8	49
割合	29.6%	29.0%	15.5%	6.7%	2.7%	16.5%

- ・ 経路（どこからの依頼か）については、市からの依頼が3割、本人・家族等が3割、病院が1割、その他が3割という結果だった。
- ・ 関わった理由については、「計画相談に繋がる想定だったがサービスに繋がらない」が最も多い一方で、その他様々なケースがあった。
- ・ 関わりの頻度としては、2~3か月に1度が最も多かったが、毎日朝夕問わず電話があるケースや、不定期でトラブルがあったときに連絡があるケースなど様々であった。

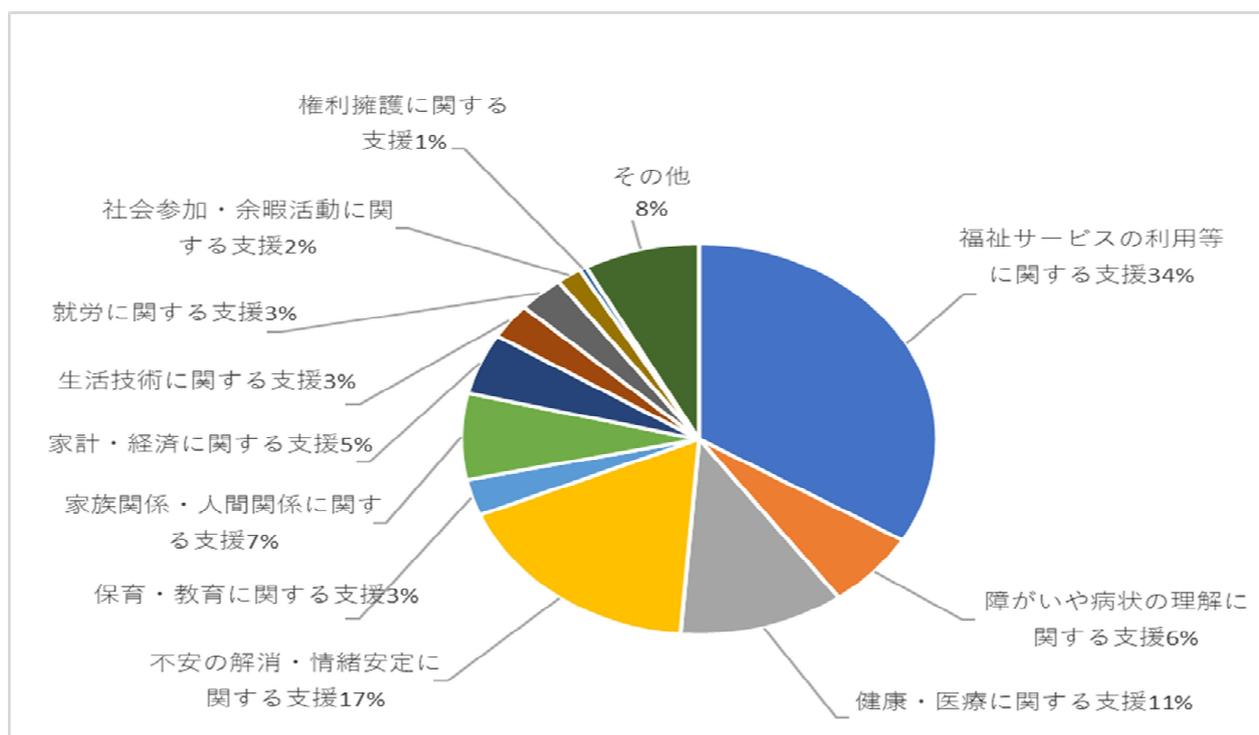
③ 委託相談支援事業所において、一般相談で受けている案件の詳細（抜粋：全数221案件）

経路・きっかけ (どこからの依頼か)	障がいの種別	本人の状況や経緯	対応頻度	令和6年4月~8月末までの対応件数	相談内容(詳細)	計画相談に繋がらない理由	今後の見通し
市からの依頼	身体	放課後等デイサービスから児童クラブの移行し、福祉サービス利用終了	1回/4か月	面談1回 会議1回	学校で本人が安心して過ごせるように、学年が上がると担任が変わる場面での情報の引き継ぎの会議を実施。	福祉サービスの利用ニーズがない。	必要に応じて学校と医療などの連携を介入。
医療機関より	精神	入院中。娘は施設に入所している。それ以外の家族はいない。	1回/2か月	訪問1回 電話2回	退院後のアパートの確保が困難である(緊急連絡先がない)。	障害福祉サービスを拒否されている。	今後の関わりについては、医療機関からの連絡を待ち。
家族より	精神	夫と子供2人の4人暮らし。夫と離婚をしたと思っているが、経済的な問題があり、難しい。	1回/1か月	訪問2回	夫と離婚したい。しかし無年金なので収入がない。まだ働けるので、仕事をしたいと思うが自分のできそうな仕事が見つからない。	就労支援事業所は、利用料がかかるので利用できない。	今後も継続して面談を続ける。娘も障がいがあり、息子も引きこもりのため世帯での支援が必要である。
病院相談員より	精神	高齢の両親と三人家族、病院以外の人との関りがなく今後の事を考え相談を依頼される。	1回/2か月	訪問1回 面談1回 電話1回	訪問看護に同行して話を聴く。ふあつと地活へ繋げる。将来的に両親が亡くなった後が心配で働きたいと思っている。	集団の中で過ごす事が苦手で地活でも数分で帰ってしまう。緊張が強くと人の関りが持てない。	将来一人になった時に支援が必要になってくると思われる。
こころの健康相談より	精神	家族関係が悪くなり受診や生活が厳しくなった。薬ももらいに行けない為今後サービスに繋がらないかと依頼される。	1回/6か月	訪問1回	保健師さんと一緒に同行して相談を受ける。家族関係が悪くなり一人では受診に行けない。お金も無く食べる物にも困っている。	福祉サービスの提案はするが本人が希望されない。	必要に応じてサービスの相談、保健師さんと同行して訪問する。
病院相談員より	精神	両親と三人暮らし、近所のガラスを割って措置入院、退院時に医療の必要性が無く、どこもつながらず無いため関わる事になった。	1回/6か月	訪問1回	自宅に訪問して家族と本人と近況を話す。本人は自宅での生活で受診もない。家の手伝いや田んぼや野菜作りを父としている。親亡き後の心配がある。	本人が福祉サービスを希望されていない為	親亡き後の生活が送れるように引き続き訪問する。
ケアマネ	精神	同居、就労B利用中。	5回/1か月	訪問7回 面談1回 電話29回	介護保険移行後も支援が必要なため	ケアマネで対応できない所に対して関わっている	関わり継続、保佐人との連携
子どもの計画相談	精神	家族の状況で不安なことがあった時	不定期(続くときは月に数度)	電話 3回 手紙 4回	今の気持ちを聞いてほしい。	以前は福祉サービスを利用してはいたが、今は利用をしておられない。福祉サービスの希望もない。	話を聞くことで落ち着いておられる
児童相談所	知的	自宅にもっている。	不定期	電話 8回 面談 1回	どこにつなげればいいのかわからない時。福祉サービスの説明を家族に伝える等。	家族から福祉サービスのニーズはない。	必要に応じてサービスの相談
市より依頼	身体(医ケア)	中学校一年生病弱学級。医療ケアについては自分で行える。知的に遅れが出てきている。	1回/6か月	面談1回	以前は自費放デイを利用していたが、体力面の問題もあり福祉を利用していない。	病状も落ち着いており安定している	体力面や発達状況を見ていくと将来的には障がいが雇用か福祉サービスの利用が必要になると思われる。
本人家族より	児童・精神	高校進学をし、半年が経過する。中学校では不登校になり、学校に継続していけるのかなど心配は常にあり	1回/3か月	訪問3回	中学3年生で不登校になり、高校進学は決まったが、継続していけるのかなど相談がある	高校への登校で移動支援の導入も検討したが、家族がはじめは対応をすることで、サービス利用にはつながらなかった	必要に応じて、移動支援の導入を再度検討していく
他相談支援事業所より	知的	長男の進路相談会へ参加。家族調整を目的に娘の支援に関わる相談支援事業所と連携を図る。	1回/2~3か月	訪問1回 面談2回 電話1回	面談を重ねるも、本人からの発信はほぼなし。娘の相談支援専門員への連絡を介して対応を検討している。	本人がサービス利用を希望していない。むしろ長男に自立して欲しいと切望。	発信があった際には電話や面談等で内容を確認。必要に応じて情報提供を行う。

資料3 委託相談支援事業・機能強化相談支援の相談実績

支援内容	福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
件数(件)	14,292	2,700	4,781	7,399	1,270	3,025

支援内容	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数(件)	2,155	1,258	1,320	727	201	3,350	42,478



資料4 指定特定相談支援事業所 一覧

相談支援事業所		住 所	対 象
1	ハートピア出雲	出雲市武志町693-6	身体・知的・精神・児童・難病
2	ふあっと	出雲市今市町400-6	精神
3	さざなみ学園	出雲市神西沖町2485-1	知的 ・ 児童
4	光風園	出雲市湖陵町大池240-1	身体・知的・精神・児童・難病
5	出雲サンホーム	出雲市神西沖町1315	身体・知的・精神・児童・難病
6	かのん	出雲市神西沖町2485-1	身体・知的・精神・難病
7	プレーグ	出雲市灘分町613	身体・知的・精神・児童・難病
8	ケアプランやわらぎ	出雲市知井宮町1192-9	身体・知的・精神・児童・難病
9	CSいずも相談支援事業所	出雲市上塩冶町1741-3	身体・知的・精神・児童・難病
10	フライエ	出雲市小山町361-2	身体 ・ 精神
11	フィリア	出雲市灘分町532-1	身体・知的・精神・児童・難病
12	ほんぼん船	出雲市多伎町多岐892-7	身体・知的・精神・児童・難病
13	やまびこ園	出雲市佐田町八幡原262	身体・知的・精神
14	そうゆう相談センター	出雲市斐川町学頭1625-6	知的・精神
15	太陽の里	出雲市斐川町名島90	知的
16	美野園	出雲市美野町1694-2	身体・知的・精神・児童
17	ほっと	出雲市佐田町一窪田1961-5	身体・知的・精神
18	児童発達支援センター わっこ	出雲市知井宮町238	児童
19	NPO法人たすけあい平田	出雲市西代町1032-4	身体・知的・精神
20	くま&ローズマリー相談室	出雲市湖陵町大池482	身体・知的・精神・児童・難病
21	ぼてとはうす	出雲市平野町1183	知的
22	相談支援事業所Reve(レーヴ)	出雲市八島町11-1	身体・知的・精神・児童・難病
23	相談支援事業所わんぱく	出雲市東福町156-1	身体・知的・精神・児童・難病
24	平安堂相談支援事業所	出雲市渡橋町334-1	身体・知的・精神・児童・難病
25	麦の家	出雲市斐川町学頭1510-2	身体・知的・精神 ・ 難病
26	相談支援事業所 ビリエット	出雲市平田町2194-5	身体・知的・精神・児童・難病
27	いんくるネットいずも	出雲市朝山町284	身体・知的・精神・児童・難病
28	相談支援事業所リレーション	出雲市姫原3丁目1-5 101号室	身体・知的・精神・児童・難病
29	あいか相談支援事業所	出雲市西園町3913-1	身体・知的・精神・児童・難病

30	相談支援事業所つなぐ	出雲市塩冶神前2丁目6-12 コーポミスティ201	身体・知的・精神・難病
31	相談支援事業所ミライカ	出雲市東園町540-1 CROCCHIO (クロッキオ) G2	身体・知的・精神・児童・難病
32	相談支援事業所りこっと	出雲市塩冶町983-4	身体・知的・精神・児童・難病

資料5 令和6年度 そうだん専門部会 メンバー及び開催状況

部会メンバー	<p>ハートピア出雲：布野寛明（部会長）、景山一優 ふあっと：足立須和子（副部会長）、渡部和子 事務局（福祉推進課）：山本課長補佐、高山課長補佐、青木係長</p>
活動状況	<p>5月<第1回専門部会> ・3年間の部会の活動計画を検討・作成</p> <p>5月<第2回専門部会> ・相談支援の役割と機能の整理</p> <p>6月<市町村と基幹相談支援センター、主任相談支援専門員等の連絡会議への参加></p> <p>6月<第3回専門部会> ・7月のサービス調整会議の企画</p> <p>7月<研修会、意見交換> ・サービス調整会議にて、基幹相談支援センターに関する研修を実施し、必要な機能について意見を聞く</p> <p>8月<第4回専門部会> ・7月サービス調整会議の振り返り ・相談支援の役割と機能の整理 ・相談支援事業所アンケートの協議</p> <p>9月<相談支援事業所アンケートの実施></p> <p>10月<第5回専門部会> ・相談支援事業所アンケートの結果の考察 ・相談支援の役割と機能の整理</p> <p>11月<第6回専門部会> ・基幹相談相談支援センターの機能について確認 ・委託相談支援事業所アンケートの協議</p> <p>12月<委託相談事業所アンケートの実施></p> <p>12月<第7回専門部会> ・委託相談事業所アンケートの結果の考察</p> <p>1月<第8回専門部会> ・相談支援体制についての協議</p>